

2020年度事業計画案

I. 基本方針

2020年4月に改正される診療報酬改定は、「全世代型社会保障」といわれる「社会保障と税の一体改革」の医療分野のもので、前回の改定の目玉だった「地域包括ケアシステム」から「地域共生社会」の実現に向けた一歩と言われている。

また、私たち医療ソーシャルワーカーの基礎資格である「社会福祉士」の養成課程教育内容も見直しがされ、2020年を周知・準備期間とし、2021年度より養成校では新カリキュラムでの指導が開始され、国家資格の試験は、2025年2月に実施される。そして、ここにも「全世代型社会保障」、「地域共生社会」というキーワードが出され、従来の「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられ、「保健医療サービス」という科目は福祉を取り入れ「保健医療と福祉」と変更された。特に強調されているのが、「地域福祉」であり、「多機関、多職種との協働による包括的な相談支援体制を学ぶ」ことである。医療ソーシャルワーカーも病院内だけでなく、地域共生社会の一端を担うことが求められるようになった。

このように私たち医療ソーシャルワーカーを取り巻く情勢は、刻々と変化し、協会としても情報の収集や発信、研修等を企画して、会員のスキルアップ、都民の福祉へ支援が出来るよう取り組んでいこうと考えている。

私たちの協会は、このような社会状況に対応して、従来より行っている「地域巡回医療福祉相談会」、電話相談「医療と暮らしのホットライン」の充実に加え、「身元保証問題」の小委員会を立ち上げ、都民の医療、福祉に貢献していこうと考えている。

また、2019年より立ち上げた「名称変更検討委員会」も、年度内に意見をまとめ、会員の皆さんに提案をしていく予定である。

その他、未納会員の増加や会員の減少により収入の確保が課題となっているため、同じ社会福祉士を基礎資格で働いている介護支援専門員や地域包括支援センターの支援員などを賛助会員として受け入れることなどを検討していこうと考えている。

2020年度も都民の医療福祉の向上のために寄与し、会員の権利も守る活動をしていきたいと思う。

II. 管理運営方針

一般社団法人として各種法令に定められた管理すべき事項を遵守する。また定款に定められた各事業を円滑に遂行できるよう努め、以下の内容に取り組む。

1. 一般社団法人として求められている要件整備に努める。
 - (1) 法人の最高意志決定機関である総会への出席会員の増員を図る。
 - (2) 協会活動の原資である会費の早期納入、賛助会員、寄付金の確保に努める。
会費納入の利便性を高めるため、納入方法に自動振替の促進に取り組む。
 - (3) 事務局体制を強化し、管理運営に努める。
 - (4) 会計処理を事務局で処理する体制を維持する。
2. 事業に関する会員の理解を深め、会員が主体的にかかわり、積極的に参加できることを

目的に以下の事業に取り組む。

- (1) 独自事業である相談会活動を行う。そのために地域の相談会活動の普及を支援し、併せて今後の活動として何が求められているかを把握する。
 - (2) 理事会は、ブロック会・ブロック代表世話人会及び各種専門委員会と連携し、会員の要望を把握し、協会活動に反映するように努める。
 - (3) 相談会等に会員ならびに他職種が安心して参加協力できるように傷害保険に加入する。また相談来談者に対しても不測の事態に備え傷害保険に加入する。
3. 「災害支援対策委員会」を中心に「東京都の医療ソーシャルワーカー団体として出来ること」を検討し活動を継続する。被災者への支援の継続と併せて、今後の災害支援対策の確立を目指す。
4. 組織を強化するために会員の理解・協力を求め、協力員の増員を図る。また会員の状況を把握し、協会活動の基盤整備を行う。
5. ITを活用し、協会事務所の機能強化を図る。
- (1) ホームページの管理と協会の広報を行う。
 - (2) 会員管理を的確に把握できる会員管理ソフトを使用し、充実を図る。
6. 広く都民に対する公益活動として公開講座を開催する。
7. 医療福祉関係の他団体との連携を深め、公益事業と社会活動を推進する。
- (1) 東京都難病相談・支援センター主催の「難病相談会」に医療ソーシャルワーカーを紹介し協力する。
 - (2) 東京都看護協会が主催する「看護フェスタ」に東京都をはじめ医療関連12団体と協力して開催する。
「看護フェスタ」にて、都民に有用な情報提供のための資料等を配布する。
 - (3) 東京都医療人材課が主催する「医療従事者ネットワーク連絡会」を通じた活動に参加協力する。
 - (4) 他団体と連携し、地域包括ケアシステムの推進のため、多職種連携連絡会への参加等を図っていく。
 - (5) 他団体の主催する事業に対して、要請があれば当協会会員がイベントや会議に出席し、また講義や研修の講師を務めるなど積極的に協力していく。
 - (6) 国際モダンホスピタルショウ等のイベントへも参加し、協会活動のPRに努める。
 - (7) 「地域包括ケアプロジェクト」を通じ、会員が行っている各地域の取組を共有し、東京都の地域包括ケアシステム構築に寄与する。
8. 次の事業について受託契約し、事業の遂行に努める。
- (1) 地域巡回医療福祉相談会（東京都）
 - (2) 医療社会事業従事者講習会（スーパービジョン講習会、初任者講習会）及び講習会成果（医療ソーシャルワークの解決技法）編集（東京都）
 - (3) 定期医療福祉電話相談事業（東京都）
都民を対象に常設の電話による保健・医療・福祉サービスに関する情報提供や個別相談を行う体制の整備をする。電話相談を定期的に行うことにより、都民をはじめ関係機関、会員に対し効果的な相談支援の実現を図る。

9. 診療報酬改定説明会を開催する。
10. 未加入医療ソーシャルワーカーの入会を促進するとともに、新たな賛助会員要件を検討し、組織の拡大に努める。
11. 当協会の名称変更について引き続き検討を行う。

Ⅲ. 各事業計画

【定款第1号事業】

1) 医療ソーシャルワークの普及及び向上に寄与する事業

1. 公開講座〔自主事業〕

自主事業として都民を対象に、保健・医療・福祉に関する公開講座を開催する。開催回数は、引き続き年1回とする。

2. 相談会関連事業〔自主事業〕

(1) 地域医療福祉相談活動企画運営委員会

都民を対象に、地域の医療福祉相談活動の充実を図ることを目的に、各地の相談会の企画運営を支援するための委員会を開催する。社会問題対策部と総務部の共催で、地域巡回医療福祉相談会運営委員と各地域の地域医療福祉相談会実行委員等で構成する。

(2) 地域医療福祉相談会

都民を対象に、自治体や関連団体の協力を得ながら、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供や個別相談を行う。(江戸川区・葛飾区・豊島区・西東京市の4カ所)

3. 災害支援活動〔自主事業〕

私たちは医療ソーシャルワーカーの仕事を通じて、大規模災害が、都民と都内で働く人々の生命と健康に大きな影響を与え、またそれを最小限にとどめる備えが必要なことを過去の災害に学んで来た。それ故「決して忘れないこと、伝えてゆくこと、続けてゆくこと」という理念の基、「東京都の医療ソーシャルワーカー団体として出来ること」を今後も継続する。

これまでの活動による経験や繋がりを活かしながら、被災者への支援や、都内にて発生した場合の対応・対策など、更に組織として検討する。

(1) 当協会としての災害への取組の強化

都協会組織としての災害への備え、情報提供、会員への災害ソーシャルワーク教育、災害時想定訓練の実施、災害関連問題研修会、学会報告、被災地の医療ソーシャルワーカーとの交流会や連携、災害支援ニュース「つたえる」定期発行、災害時連携手段の強化など、新たな災害が生じた場合における協会としての支援の在り方を検討・構築する。

(2) 関係組織との連携活動

「東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会」への参加、東京都、日本医療社会福祉協会等各関係機関や他県の医療ソーシャルワーカー協会、被災者支援団体等と交流・

連携を深めながら災害支援、減災のための諸活動を行う。

(3) 被災された方々への支援

協会事業である「医療と暮らしのホットライン」や各ブロックにおける相談会等と連動しながら、災害時の支援活動をも想定、模擬経験する相談支援活動を展開する。

避難者交流会への参加、広域支援ネットワークへの参加など、各関係機関や団体と連携を取りながら、被災された方々や、都内への避難者への支援を引き続き図る。

【定款第2号事業】

2) 会員の専門知識・技術の向上に関する事業

会員の教育、研修の場を提供し、会員の資質の向上と、会員相互の交流を促進していくことに努める。また、各ブロックでの研修活動や、会員からの自主的な研修企画・運営への参加など、会員各自が自らの研修の場を創造していくことを支援し、そして、それらに取り組んでいく人材育成を支援する。尚、下記研修に関しては、日本医療社会福祉協会より認定医療社会福祉士のポイント承認を得ていることを申し添える。

1. 講座〔自主事業〕

年2回開催とする。前年度開催予定であったが新型コロナウイルスの影響で延期となった、「ソーシャルワーカーの基本を振り返る」というテーマの2講座を、今年度行うこととする。年2回の講座を連続して受講することで、より知識を深める内容とし、会員各自の資質の向上につながるようにする。

2. 研修会 ※講師 敬称略

(1) 新人研修〔自主事業＋一部受託事業〕

研修全体で新人として必要な知識や技術や価値等が学べるような研修を開催し、受講生同士の交流となる機会も多く設ける。講義形態は通年コースと集中コースを設定し、募集規模・開催時期・開催時間等は例年通りとする。また、2020年度より内容を一部修正し、新しいプログラムの下開催する。運営としては、会員の縦と横のつながりを強化するために2019年度を受講生が協力員として関わる体制で開催する。

【講師】樋口 昌彦 (至誠会第二病院)

仲谷 恵美子 (森山脳神経センター病院)

小松 美智子 (武蔵野大学非常勤講師・女性の暮らしやすさを考えるソーシャルワーク研究会)

その他、複数名の講師を予定している。

※通年40名、集中20名を予定して計画している。

(2) グループスーパービジョン〔受託事業〕

2020年度もA・B・Cの3講座、それぞれ年10回開催する。どのコースも平日の夜間に開催する。

【講師】古屋 龍太 (日本社会事業大学大学院)

石井 三智子 (日本社会事業大学)

助川 征雄 (聖学院大学)

- (3) スーパーバイザー養成講座〔自主事業〕
2019年度に引き続き平日の夜間、年8回の開催とする。
【講師】福山 和女（ルーテル学院大学）

(4) 連続講座〔自主事業〕

①アセスメント研修

2019年度に引き続き、9月以降に年3回程度、月1回日曜日に集中して開催する。事例を使いながらエコマップやタイムラインも効果的に使いつつ、アセスメントを引き出すことができることを目指す。ロールプレイングも用いながら、面接を効果的に進める演習も併せて研修講義を開催する。

【講師】佐原 まち子（一般社団法人WITH医療福祉実践研究所理事）

3. プログラム検討委員会

協会の研修事業の体系、内容などを検討する諮問機関。2020年度は、新しいプログラムで始めた新人研修の状況を把握することに努める。

【定款第3号事業】

3) 医療ソーシャルワークに必要な調査研究に関する事業

1. 医療福祉問題研究委員会〔自主事業〕

当委員会は、「社会福祉・保健・医療分野における調査・研究及びソーシャルアクションを行なうこと」を目的に活動を行う。理事会が承認する専門部会であり、2020年度は以下の委員会の運営を継続・実施する。

(1) ホスピス・緩和ケアにかかわるMSWの集い

ホスピス・緩和ケアに関心を持つ医療ソーシャルワーカーが集まり、新たな力を生み出す場を作ることにより、患者がどの医療機関にかかっても適切な支援を受けられるよう医療ソーシャルワーカーの知識の底上げを図る。2019年度作成の視点マップの更新を図りながら、事例検討会など行っていく。

(2) 成育医療等を考える小委員会

成育医療等をめぐる諸問題に関し、会員からのアンケート結果からの分析や、勉強会などを継続的に実施することによって集積し、問題提起する場として運営する。

(3) 身元保証問題小委員会

身元保証人が不在の単身者は、医療や療養の場において、治療の同意や金銭管理、退院後福祉サービスの選択や療養先の受け入れ等、医療や福祉、介護の様々な場面において権利を阻害されている。そのような現状から、現場において医療ソーシャルワーカーがどのようなことに直面し、困っているのか、現状の把握を行う必要がある。そして、どのようなサポートや制度が必要とされるかを検討し、東京都及び国の政策に提言していかねばならない。以上の取り組みが最終的には、職能団体として現場で関わる会員の立場を守ると同時に、実際に都民が、たとえ身寄りがいなくても安心して暮らすための一助になる

ことを目指す。

【定款第4号事業】

4) 刊行物の発行物等に関する事業【自主事業】

1. 会員向けニュースレター「東京MSW」の発行(年4回、各号1000部)
会員相互の情報共有、現在進行中の制度・現場実践状況について、新しい情報の提供を行うとともに、協会活動の動向を発信する媒体として機能するように内容の充実に努める。
2. 機関誌「医療ソーシャルワーク」の発行および販売促進(1150部)
 - (1) 年1回、協会の機関誌として以下の内容を主として編集し発行する。
 - ①医療福祉領域を中心とした研究・調査・実践報告
 - ②会員内の相互理解促進のための情報提供
 - ③会員内外向け医療福祉関連の社会資源の広報
 - (2) 会員外への広報誌的役割を鑑み、教育機関・関連団体等に寄贈し、併せて希望者へは販売を行い、医療ソーシャルワークの理解を広める。